

# ○南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南伊勢町空き家バンク制度設置要綱(平成 23 年南伊勢町告示第 11 号。)に定める空き家の有効活用並びに町内への移住及び定住を促進するため、予算の範囲内において、空き家バンク登録物件におけるリフォーム工事に要する経費の一部を補助することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成 17 年南伊勢町規則第 57 号。)に定めるもののほか、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (3) 対象物件 空き家バンクにより成約した物件をいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 移住者 転入前に 5 年以上連続して町外に居住していた者で、転入してから 3 年以内の者、又は 5 年以上連続して町外に居住している者で、転入することが決定している者をいう。
- (6) リフォーム工事 対象物件の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (7) 子ども 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象物件における台所、トイレ、風呂、居室、内壁、外壁及び屋根等の居住に係るリフォーム工事とする。ただし、交付申請から 1 年以内に完了する工事とする。

2 前項に定める事業のうち、次の各号に掲げる工事等に係るものは補助対象外とする。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器を設置する工事

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 対象物件に 10 年以上定住することを誓約すること。
- (2) 補助金交付申請時に申請者の年齢が満 18 歳以上 45 歳以下であること。ただし、こどもを監護している 2 親等以内の親族はこの限りではない。

- (3) 本人及びその世帯に属する世帯員並びに対象物件に居住を予定している者が、税等の滞納がないこと。
- (4) 対象物件の所有者との関係が、売買契約物件の場合 3 親等以内、賃貸借契約物件の場合 民法第 725 条に定める親族でないこと。ただし、移住者については、2 親等以内または法定相続人でないこととする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと又はその暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は 1,500,000 円を限度とする。なお、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、同一物件又は同一人に対し、1 回とする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、対象物件の成約日から 1 年以内に、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付申請書(様式第 1 号)と次に掲げる書類を添付して町長へ提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事の内容がわかる図面(平面図等)
- (3) 対象物件の外観及び施工予定箇所の工事着工前写真
- (4) 空き家バンク利用に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (5) 定住宣誓書(様式第 2 号)
- (6) 対象物件とその土地の登記事項証明書(賃貸の場合は、固定資産税評価証明書も可)
- (7) 町税等納入状況確認承諾書(様式第 3 号)
- (8) 戸籍謄本(移住者の場合は戸籍の附票も合わせて提出)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により申請者へその旨を通知するものとする。

(事業の計画変更及び中止)

第 8 条 交付決定者は、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第 5 号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金計画変更(中止)承認通知書(様式第 6 号)により交付決定者へその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添付して町長へ提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の領収書の写し
- (2) 工事を行った箇所の工事後の写真

- (3) 住民票謄本
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、事業の完了を確認しその内容を審査し、必要があると認めるときは、現場調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により交付決定者へその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から 10 日以内に南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付請求書(様式第 9 号)を町長へ提出しなければならない。なお、補助金の概算払請求はできないものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 町長は、前条の交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はその他法令の規定に違反したとき。
- (3) 当該事業完了の日から 10 年未満の間に対象物件を貸与、売却、取り壊し、又は対象物件からの転居、転出等の理由により居住しなくなったときは、次に定める金額を返還しなければならない。

当該事業完了の日からの経過年数	返還を求める金額(1,000 円未満切捨て)
1 年未満	交付額の 100%
1 年以上 2 年未満	交付額の 90%
2 年以上 3 年未満	交付額の 80%
3 年以上 4 年未満	交付額の 70%
4 年以上 5 年未満	交付額の 60%
5 年以上 6 年未満	交付額の 50%
6 年以上 7 年未満	交付額の 40%
7 年以上 8 年未満	交付額の 30%
8 年以上 9 年未満	交付額の 20%
9 年以上 10 年未満	交付額の 10%

(補助金の経理等)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした書類を整理し、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保管しなければならない。

(定住の確認)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、その翌年度から 10 年間、毎年度 6 月 30 日までに、次に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 定住確認書(様式第 10 号)

(2) 住民票謄本

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年南伊勢町告示第 34 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年南伊勢町告示第 64 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。